

令和6年度指定都市社会教育主管課長会議 及び  
社会教育委員連絡協議会 次第

令和6年7月5日（金） 13：30～15：30

WEB会議（Zoom）

（11：45～ WEB会議 入室開始）

13：30 開 会

- (1) 開催都市等挨拶
- (2) 出席者紹介等

14：00 議 事

- (1) 提案協議題について（3件）
  - ・協議題提案都市からの提案理由の説明
  - ・各都市からの回答
  - ・自由討議
- (2) 一般社団法人全国社会教育委員連合表彰者の推薦について

15：20 連絡事項

次年度の指定都市社会教育主管課長会議 及び  
社会教育委員連絡協議会の開催について

15：30 閉 会

指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 出席者名簿 令和6年7月5日(金)

番号	都市名	所属・職名等	氏名
1	札幌	札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課長	おおせ ひでき
			大瀬 秀樹
		札幌市社会教育委員	でぐち としひさ
			出口 寿久
2	仙台	仙台市社会教育委員の会議 委員長	まつもと だい
			松本 大
		生涯学習課長	おばた ひらく
		生涯学習課 主幹	小幡 拓
			かとう よしき
加藤 良樹			
3	さいたま	生涯学習振興課長	たついち けんたろう
			辰市 健太朗
4	千葉	生涯学習振興課長	しばさわ つよし
			志保澤 剛
		生涯学習振興主査	やまもと ひろみ
			山本 宏美
5	川崎	生涯学習推進課長	やまぐち ひろむ
			山口 弘
6	横浜	教育委員会事務局生涯学習文化財課長	わたなべ たかし
			渡辺 貴士
7	相模原	参事(兼)課長	まつもと たかひと
			松本 隆人
		社会教育委員会議議長	はだの れいこ
			秦野 玲子
		社会教育委員会議副議長	おおくぼ むねとし
大久保 宗俊			
8	新潟	新潟市教育委員会生涯学習推進課長	やまぐち みのる
			山口 穰
		第36期新潟市社会教育委員	さとう ひろき
			佐藤 裕紀
		第36期新潟市社会教育委員	えぐち かずみ
			江口 和美
9	静岡	教育総務課 課長	いいだ ひろし
			飯田 浩史
		生涯学習推進課 課長	しまだ ゆうすけ
			島田 裕介
10	浜松	浜松市社会教育委員長	ひるま るみ
			晝間 るみ
		創造都市・文化振興課 生涯学習推進グループ 担当課長	かとう もとかず
			加藤 元一
		創造都市・文化振興課 生涯学習推進グループ 指導主事	はかまた ようた
袴田 陽太			
11	名古屋	社会教育委員協議会 会長	はらだ のぶゆき
			原田 信之
		教育委員会事務局生涯学習課長	さくらい けいこ
			櫻井 景子
		教育委員会事務局生涯学習課 課長補佐	きとう けんおう
			鬼頭 健王
		教育委員会事務局生涯学習課 主事	たむら よう
田村 陽			

番号	都市名	所属・職名等	氏名
12	京都	京都市社会教育委員会議長	ほんごう まさつぐ
			本郷 真紹
		京都市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課長	おの ゆうこ
			小野 優子
		京都市教育委員会生涯学習部統括首席社会教育主事	いなば ひろかず
			稲葉 弘和
		京都市教育委員会生涯学習部学校地域協働推進課長	しまもと こういち
			嶋本 公一
		京都市教育委員会生涯学習部担当課長	にしむら つかさ
			西村 司
13	大阪	生涯学習担当課長	ひが なおこ
			比嘉 直子
		大阪市社会教育委員会議長副議長	ささき やすたか
			佐々木 保孝
14	堺	堺市教育委員会事務局地域教育支援部 地域教育振興課長	きたの まさみ
			北野 勝美
		堺市教育委員会事務局地域教育支援部 地域教育振興課管理係長	よねたに しいな
			米谷 紫い菜
		堺市教育委員会事務局地域教育支援部 地域教育振興課管理係	いしざき あや
			石崎 綾
15	神戸	神戸市教育委員会事務局総務部総務課課長(政策調整担当)	たかのお みつよ
			高野尾 光代
		神戸市社会教育委員	いのうえ しんじ
			井上 真二
16	岡山	生涯学習課長	ながい まさひろ
			永井 正博
17	広島	市民局生涯学習課長	きもと たくお
			木本 卓夫
		広島市社会教育委員会議長	すなばし まさよし
			砂橋 昌義
18	北九州	総務市民局 地域・人づくり部 生涯学習課長	ちぢわ けいすけ
			千々和 圭輔
		総務市民局 地域・人づくり部 生涯学習課 社会教育担当係長	すが つねひろ
			菅 恒弘
		北九州市社会教育委員会 議長	のより ともこ
			野依 智子
19	福岡	生涯学習課長	かやの みさ
			茅野 美佐
		社会教育委員会議長	ふるいち かつや
			古市 勝也
20	熊本	熊本市生涯学習課長	はらたけ なおこ
			原武 尚子
		熊本市社会教育委員	かとう たかし
			加藤 貴司
一般社団法人全国社会教育委員連合 会長			すずき まこと
			鈴木 眞理
一般社団法人全国社会教育委員連合 常務理事			いなば たかし
			稲葉 隆

**令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会  
当日の協議題（発表都市）一覧**

- ・当日は、下記の協議題3件を取り扱います。
- ・提案市（5市）または回答市に割り振らせていただいています。

当日の協議題NO	都市番号	【提案】都市名	キーワード	協議題	【回答】都市名
1				協議題① 市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について	3さいたま市 12京都市 13大阪市 16岡山市 17広島市 19福岡市
	2	仙台市	PTA	市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について 【議題希望】	
	* 協議の進め方 提案市からの4つの質問の回答について、回答市に詳しくお話しさせていただきます。				
2				協議題② 地域学校協働活動について	4千葉市 5川崎市 6横浜市 7相模原市 18北九州市 20熊本市
	9	静岡市	地域学校協働活動	地域学校協働活動推進員等の人材の確保について (別紙調査票あり【様式1-2】)	
	10	浜松市	地域学校協働活動	地域学校協働活動について	
	14	堺市	地域学校協働活動	各自治体における地域学校協働本部への対応について	
* 協議の進め方 「地域学校協働活動」に係る各都市に共通する課題として、「地域の人材確保・活用」、 「地域人材活用による学校の負担軽減への効果」の2点を中心に、実践例等を回答市に詳しく お話しさせていただきます。					
3				協議題③ 学校施設開放について	1札幌市 8新潟市 10浜松市 11名古屋市 15神戸市
	12	京都市1	学校施設地域開放	学校施設開放事業における、学校や地域での管理運営以外の 手法の導入状況について	
	* 協議の進め方 実際に、学校や地域住民による管理運営以外の手法を取り入れておられる、または検討中の 都市に詳しい状況をお話しさせていただきます。				
資料での回答	4	千葉市	公民館	民間企業等による公民館活用事例について	当日は協議しません。
	20	熊本市	公民館	公民館における社会教育法第23条第1項第1号の 解釈について	
	13	大阪市	公民館	社会教育(生涯学習)施設の利用状況及び アフターコロナの利用回復・促進に向けた取組について	
	16	岡山市	公民館	公民館の事業方針と進行管理について	
	1	札幌市	学校施設地域開放 ・読書活動	学校と地域が連携した子どもの読書活動推進の ための取組について	
	6	横浜市	人材育成	生涯学習・社会教育関係職員の人材育成について	
	7	相模原市	人材育成	人材バンクについて	
	15	神戸市	人材育成	社会教育主事・社会教育主事補・社会教育指導員の 発令・配置状況、業務内容について	
	5	川崎市	ICT	社会教育分野におけるICT活用等の事例について	
	19	福岡市	ICT	生涯学習の情報発信ツールの活用について (別紙調査票あり【様式1-3】)	
	3	さいたま市	働く世代の学び	働く世代の生涯学習と、地域活動への橋渡しについて	
	8	新潟市	障害のある方の学び	障がい者の学びの機会の提供に向けた取組について	
	11	名古屋市	外国にルーツを持つ方の学び	外国にルーツを持つ児童生徒・保護者への 社会教育としての活動支援について	
	12	京都市2	資金調達	資金調達及び経費抑制に向けた工夫について	
18	北九州市	家庭教育支援	家庭教育支援の取り組みについて		

(様式1)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会

### 協議題報告書

提案都市名

\_\_\_\_\_ 仙 台 市 \_\_\_\_\_

協議方法の希望

①  議題希望 ・ ②  資料 (回答書) のみ ←  内に○を入力

協議題

市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について

(提案理由)

PTAは、父母と教師とが協力して、家庭と学校と社会における児童生徒の健全な成長を図ることを目的に設置された「社会教育関係団体」(社会教育法第10条)で、国による全国的なPTA組織の設置推奨により、昭和25年には、小・中・高の約98%でPTAが結成され、さまざまな健全育成事業が行われてきた歴史があります。

学校運営に密接な関わりを持つ側面がある一方で、任意団体であるという性質上、共働き世帯やひとり親家庭の増加といった社会経済情勢の変化に伴い、昨今、PTAのあり方についての課題や疑問の声があがっています。

本市においては、各区のPTA連合会の代表者等で構成される仙台市PTA協議会により、各学校のPTA向けに、運営にあたっての疑問点などを整理した「仙台市PTAハンドブック」を作成・配布しているところですが、より時代に即した内容とするための見直しを検討しているところです。

つきましては、下記について貴市の状況や課題についてご教示いただくとともに、PTA運営に係るガイドライン等がありましたら、ご惠与ください。

(現状と課題)

(1) 保護者への任意加入の説明及び手続きについて

入学説明会や総会において文書または口頭でPTAへの加入は任意であることを説明しているが、加入申込書(同意書、承諾書を含む)の様式は定めていないため、任意加入であることの周知が行き渡っていない可能性がある。

(2) 個人情報の取扱いについて

PTAが取扱う個人情報は、PTAにおいて入手するようにし、保護者の許可なく学校から個人情報を渡さないこととしているが、一部でその線引きが曖昧となっている学校もある。また、PTAで任意に徴収した個人情報が漏洩した場合の保険への加入を推奨しているが、加入率は全校PTAの半数を超える程度に留まっている。

(3) PTA会費の徴収方法について

PTAの会計事務担当者(保護者)が行っている例もあるが、PTA会長と学校長との業務委任契約(書面または口頭)の締結により、学校教職員が、教材費等の学校納付金と合わせて徴収し、事務負担が生じている例も多い。

(4) P T A会費の使途について

一般的に、学校の授業や行事に必要な経費（ただし、個人で管理・使用する教材等は個人負担）や学校の維持管理に必要な経費は公費で支出し、P T Aの運営や研修に係る経費のほか、卒入学記念品などの奨励費や登下校時の防犯安全対策に係る経費、花壇づくりなどの環境整備に係る経費や地域行事への協賛金など、児童生徒の健全育成に係る経費はP T A会費から支出されている。

しかしながら、“学校教育活動を支援する経費”がP T A会費から支払われている例も見受けられ、例えば、学校の創立周年事業や部活・校外学習等における協力金など、P T A会費による支出の妥当性が曖昧なものもある。今後、本市では、公費負担とすべき経費、私費（個人）で負担を求める経費、私費（P T A会費）で負担するのが妥当な経費とを具体の例示などを示して整理していくことが課題となっている。

協議題作成課：仙台市生涯学習部生涯学習課 （電話） 022-214-8887

（備考）提案に伴う関係資料がありましたら、添付またはリンク先の掲載をお願いいたします。

# 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 さいたま市

## 1 仙台市

(提出議題)

市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について

(回答)

### (1) 保護者への任意加入の説明及び手続きについて

さいたま市教育委員会から各市立学校長に、PTAへの加入の意思確認の必要性について通知している。また、児童生徒の入学時や年度当初に、PTA会長等から保護者や教員等に対して、PTAへの入会は任意であることに加えて、PTAの意義や活動内容、入会方法等についても説明するよう周知している。

### (2) 個人情報の取扱いについて

さいたま市教育委員会から各市立学校長に対して、学校が知り得た個人情報をPTAに提供する場合は、保護者の同意を得ることが必要であることを通知している。また、個人情報の提供について保護者の意思を確認する際には、保護者が意思を明確に示すことができるような方法をとるべきことも併せて通知し、個人情報提供同意書の例を参考資料として送付している。

### (3) PTA会費の徴収方法について

さいたま市教育委員会から各市立学校長に対して、PTA会費の徴収方法については、PTA会長等と学校の間で確認するよう通知している。また、PTA等の会計事務は、PTA等の規約及び会計規程に基づいてPTA等で処理することが基本であることを周知している。

### (4) PTA会費の使途について

学校運営上必要な物品等については、原則公費で負担すべきことを各学校へ通知し、PTA会員の総意による自発的な寄附の申し出があった場合には、物品寄附受入手続要領に基づき、寄附を受け入れるよう周知している。

PTA活動として学校へ役務を提供（カーテンクリーニング等）した事例を各学校に対して照会し、令和4年度及び令和5年度の事例を把握している。

(回答作成課：さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

(電話) 048-829-1703)

# 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 京都市

## 1 仙台市

(提出議題)

市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について

(回答)

### (1) 保護者への任意加入の説明及び手続きについて

市教委から校長会に対して、入会届の文案を示し、保護者にきちんと任意加入に係る説明や入会の意味確認を行うよう依頼するとともに、毎年、市教委担当主事が全市の学校訪問をした際、当該手続の状況について確認・助言を行っている。

また、京都市PTA連絡協議会では、研修会等を通して入退会手続きの徹底について周知を図っている。現在、ほぼ全ての単位PTAにおいて、保護者への入会意味確認が行われている。

### (2) 個人情報の取扱いについて

(1)の入会届の件と合わせて、校長会に対し、学校が保護者の了解を得ることなくPTAに対して個人情報を提供することがないように注意喚起するとともに、PTAが会員の個人情報を適切に取得する文案を示すなど情報提供を行い、各学校園での対応を依頼。また、京都市PTA連絡協議会では、個人情報に関する勉強会を実施するとともに、個人情報漏えいに係る保険加入の案内を行っている。

### (3) PTA会費の徴収方法について

PTAからの依頼により、学校が教材費等の学校納付金と合わせて徴収している。

### (4) PTA会費の使途について

施設の維持管理や教育活動等に必要な学校経常運営費は公費で予算措置しているが、単位PTA内で合意形成が図られ、PTAの厚意により学校の教育環境の充実に支援をいただくことについては問題ないと考えており、PTAから物品等を譲り受ける場合には、寄付受納手続きを行うよう学校に通知している。

(参考)「京都市PTAハンドブック」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000108397.html>

(回答作成課：京都市教育委員会生涯学習部学校地域協働推進担当 (電話) 075-251-0444)



## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 大阪 \_\_\_\_\_ 市

### 1 仙台市

(提出議題)

市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について

(回答)

#### (1) 保護者への任意加入の説明及び手続きについて

PTAが任意団体であることは大前提であるため、入学説明会や総会において文書または口頭でPTAへの加入は任意であることを説明している。加入申込書の記入等は各PTAの判断で実施している。

#### (2) 個人情報の取扱いについて

PTAが取り扱う個人情報は、個人情報保護法に従って適切に取り扱うとともに、個人にとって不利益にならないように配慮し、使用目的を明確にし、必ず本人の同意を得て、必要最小限の情報のみを収集するなど、PTAとしての情報の取り扱い方について、理事会や研修会を通じて共通理解を図っている。

#### (3) PTA会費の徴収方法について

PTA会費の徴収、保管に関する業務をPTAが学校にその業務を委託する方法がある。双方の合意で委託することは法的に問題ないが、学校側の負担という観点から、PTAが専従の事務職員を雇用し、依頼するケースもあると聞いている。

#### (4) PTA会費の使途について

PTA会費については、会計監査委員を置き、当該年度の計理を監査し、その結果を総会で報告することが会則で定められている。

(回答作成課 : 大阪市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当

(電話) 06-6539-3347)

# 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 岡山市

## 1 仙台市

(提出議題)

市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について

(回答)

### (1) 保護者への任意加入の説明及び手続きについて

- ・小・中学校校長会や岡山市PTA協議会（単位PTAの役員をもって構成された組織）等において、PTA加入への加入は任意であること、加入の意思確認は各団体の状況に沿った方法で行うよう説明しているが、意思確認のないまま強制加入させられている旨の保護者からの問合せが多数あります。

### (2) 個人情報の取扱いについて

- ・小・中学校校長会や岡山市PTA協議会等において、PTA会員の個人情報の取扱いについては、外部への漏えいについて細心の注意を払うことや、また学校も、学校が把握している個人情報との混同に気を付ける等説明しているが、学校が把握する個人情報がPTAに流出しているのではないかな等の保護者からの問合せが多数ある。

学校に対しては、個人情報の保護に関する法律の遵守や、令和5年11月岡山市教育委員会（教職員課）作成の「岡山市立学校園における個人情報の取扱いについて」冊子を配布及び周知等も行っています。

### (3) PTA会費の徴収方法について

- ・小・中学校校長会や岡山市PTA協議会等において、学校園が会費の集金及び支出、預金通帳の管理等を行う場合は委任契約を締結すること等、校納金の手引き（令和2年4月改訂岡山市教育委員会作成）により事務を行うよう説明しています。

### (4) PTA会費の使途について

- ・義務教育に関する費用の運用指針により、公費負担すべきもの、保護者負担とすべきもの、PTA会計等で負担すべきものを示し、公費負担すべきものについて、学校はPTAに財政的支援を求めてはならないことを周知しています。

(回答作成課 : 岡山市教育委員会事務局生涯学習課 (電話) 086-803-1606 )

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 広島 市

### 1 仙台市

(提出議題)

市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について

(回答)

(1) 保護者への任意加入の説明及び手続きについて

任意の社会教育関係団体であるPTAの活動について、本市教育委員会は、詳細に把握していない。

(2) 個人情報の取扱いについて

教育委員会から各学校に対し、保有する個人情報については、本人の同意がないままにPTA等に情報提供することがないように通知している。

(3) PTA会費の徴収方法について

PTA会費の徴収方法については詳細に把握していない。

(4) PTA会費の使途について

本市では、公費負担と私費負担の区分に関する基本的な考え方(別紙1)を整理し、具体の例示などを示して学校に周知している。

また、PTAからの財政的な支援に依存することは、保護者負担を増加させる要因となることから、寄附についての運用基準(別紙2)を整備しており、PTA会費を原資とする寄附申出については、寄附受領できないこととしている。ただし、PTAからの寄附のうち、ベルマーク収益事業によるものについては、受納を認めている。

学校に対しては、運用基準等を継続的に通知することで周知に努めているが、PTAから学校に寄附の申出をいただき、学校長等から相談を受ける場合がある。

( 回答作成課：広島市教育委員会事務局総務部教育企画課 (電話) 082 - 504 - 2496 )

## 学校教育費の公費・私費負担区分 の基本的な考え方

(平成 8 年 3 月 2 9 日 一部改正)

### 1 公費負担とする経費（管理運営及び教育指導に要する経費）

- (1) 関係法令等に規定されている経費
  - ① 教職員の給与等人件費及び旅費
  - ② 校舎等施設の新増改築及び施設・設備の維持・管理に要する経費
  - ③ 教科用図書の給与に要する経費
  - ④ その他法令等により国等の補助対象とされている経費
- (2) 管理運営上必要な経費
  - ① 保健衛生活動に要する薬品類、消耗品費の経費
  - ② 研究会等負担金の経費
  - ③ 環境整備等に要する委託料その他学校の管理運営に要する経費
- (3) 教育指導上必要な経費(3)
  - ① 文部省「標準教材品目」に登録されている教材備品及び耐久消耗品に要する経費
  - ② 教師用の教科書、指導書、実験・実習材料等に要する経費
  - ③ 生徒指導費等の経費
  - ④ 各教科・道徳・特別活動の授業に要するもので児童・生徒の共用に係る経費
    - ア 各教科・道徳の授業に要する実験・実習材料、消耗品等の経費
    - イ 学校行事、クラブ活動等の特別活動に要する消耗品等の経費
  - ⑤ 備付図書その他学校図書館の運営に要する経費
  - ⑥ その他教育指導上必要な経費（私費負担とする経費を除く。）

### 2 私費負担とする経費

- (1) 児童・生徒が学校・家庭のいずれにおいても、個人の所有物として使用する教材教具等に係る経費
 

(例)	・参考書類	——	参考書、辞書、ワークブック、問題集等
	・文房具類	——	鉛筆、定規類、分度器、はさみ、筆箱等
	・ノート類	——	学習ノート、方眼紙、練習帳、白地図等
	・学習用具	——	書道用具、図工（美術）用具、裁縫用具、技術家庭用具、 ハーモニカ等の簡易楽器等
	・個人用運動用具類	——	体育用衣服類、ユニホーム、ラケット、スパイク等
	・通学用品類	——	基準服、鞆等
- (2) 教育活動の結果として、その教材・教具そのもの又はそこから生ずる直接的利益が児童・生徒に還元される経費
  - ① 実習を伴う教育活動において、その製作物が児童・生徒に還元される実習材料に係る経費。

ただし、児童・生徒が共用する実習材料に係る経費を除く。

(例) ・学習材料類 —半紙・画用紙類、工作材料、調理等の実習材料、文集作成費等

② 校外において行われる教育活動に要する経費のうち児童・生徒個人に係る経費

(例) ・遠足・修学旅行、野外活動、各種競技会等の校外活動における参加費（交通費、  
見学・入場料、宿泊料等）

③ 映画、演劇の観賞等に係る経費

(例) ・映画フィルム借上料、劇団公演料

④ 学校給食に要する食材料費

(3) その他児童・生徒個人に係る経費

(例) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金、卒業アルバム、  
生徒会費

(4) 教職員個人に還元されるものに係る経費

(例) 研究会等加入負担金

## 学校用寄附物品に関する運用基準

(昭和 59 年 10 月 15 日制定)

(平成元年 4 月 1 日一部改正)

(令和 3 年 9 月 22 日一部改正)

### 1 受納基準

#### (1) 受納する場合

原則として篤志、好意に基づく自発的な寄附に限り受納する。

- ① 特定の個人又は法人からの寄附。
- ② ライオンズクラブ、ロータリークラブ等、団体設置目的の中に寄附事業がある団体からの寄附。
- ③ PTA (又はこれに準ずる団体) のうち、ベルマーク (公益財団法人ベルマーク教育助成財団) により取得したものの寄附。
- ④ 同窓会からの寄附。
- ⑤ その他、市長 (教育委員会事務局担当課) が受納を認めた場合の寄附。

#### (2) 受納しない場合

前記 (1) の各項目の規定にかかわらず次の場合は受納しない。

- ① PTA (又はこれに準ずる団体) からの寄附。((1)、③の場合を除く。)
- ② 不特定のものから、直接的・間接的であるとを問わず強制的な勧誘又は割当てにより募集したものの寄附。
- ③ 公職選挙法により禁止されている寄附。  
議員等 (現職、立候補予定者) 及び議員等が構成員である会社その他の法人又は団体並びに議員等の氏名を冠した会社その他の法人又は団体からの寄附。(公職選挙法第 199 条の 2、第 199 条の 3、第 199 条の 4)
- ④ 市民感情等を考慮し、受納することが適当でないものの寄附。
- ⑤ その他、市長 (教育委員会事務局担当課) が受納を認めない場合の寄附。

### 2 寄附手続き

広島市 (学校を含む。) への寄附物品の受納決定権限者は市長であり、学校長ではないので、寄附申込みのあった場合は必ず教育委員会事務局担当課へ事前協議し、学校長の判断だけで受け取らないこと。

事前協議の結果、受納できる場合は次の書類を提出する。

- ① 物品の寄附申込みについて 1 部 (寄附者が作成)
- ② " (副申) 1 部 (学校長が作成)
- ③ 寄附者と学校との関係を記述したもの 1 部
- ④ 寄附物品の写真 2 枚 (サービス判)
- ⑤ 価格評価書 (寄附物品取扱い業者 2 社以上の証明) 1 部
- ⑥ その他参考資料

\* 一般的には前記①～③の提出でよいが、絵画、美術品等、再評価を要する場合は、教育委員会事務局担当課の指示により④～⑥も提出する。

### 3 礼状・感謝状の贈呈及び紺綬褒章について

#### (1) 礼状

原則として、1件100万円未満の寄附者へ市長名の礼状（別記様式1）を贈る。

ただし、多様な意見がある内容を含む著作物など、様々な市民感情等に十分な配慮を要する物品の場合は、別記様式2の礼状とする。

#### (2) 感謝状

原則として、1件100万円以上の寄附者へ贈る。

ただし、次の場合は贈らない。

① 辞退の申し出があった場合。

② 同一寄附者から同一目的のため、短期間に継続した寄附の場合等で、市長の感謝状が重複する場合。

#### (3) 紺綬褒章

次に該当する場合のみ市教委において手続きを行う。

個人 1件 500万円以上の寄附

団体 1件 1,000万円以上の寄附

\* 1件とは、寄附の申込みの日が同日であり、且つ、当該寄附の収納手続き完了日（納入日）が同日である場合に限る。（紺綬褒章事務処理要領S. 59. 5. 28 賞勲局長決裁）

### 4 受納後の措置

受納後は広島市の物品となるので「物品処理票」を作成し、備品扱いのものは財務会計システムにより備品の登録を行う。

以後、市物品としてその活用を図る。

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 福岡市

### 1 仙台市

(提出議題)

市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について

(回答)

#### (1) 保護者への任意加入の説明及び手続きについて

福岡市PTA協議会では、PTAへの加入案内や入会申込等について考え方や文例及びQ&Aなどを記載した「入退会問題」ガイドラインを作成し、単位PTAへ配布している。

また、福岡市教育委員会においても、令和3年度末より各校長宛に通知し、PTAの任意性の周知をお願いしている。

#### (2) 個人情報の取扱いについて

福岡市教育委員会と福岡市PTA協議会が協力して、PTA役員を対象にした活動の手引きとして冊子を作成、配布しており、その中で個人情報の適切な取扱いについて注意喚起をしている。

また、福岡市教育委員会においては、個人情報の提供における同意の取得について、PTAが会員の個人情報を得る際は、PTAが直接収集する方が望ましいが、学校へ協力の依頼があった場合は、保護者に対し、個人情報をPTAに提供する旨を明らかにしたうえで承諾を得るよう各校長宛に通知している。

#### (3) PTA会費の徴収方法について

PTA会費の徴収については、教材費等の学校徴収金などとあわせて徴収されている。入会確認の具体的な方法は学校によって異なるが、いずれも学校側で確認を行ったうえで、入会者の口座から会費の引き落としをしている。

#### (4) PTA会費の使途について

(2)に記載している活動の手引きの中で、PTAが未整備の施設や不備な教材・教具についての援助を行うなど、安易に学校の予算不足の補てんをしないことを注意喚起している。

(回答作成課 : 福岡市教育委員会人権・同和教育課 (電話) 092-711-4768)



(様式1)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 協議題報告書

提案都市名

静岡市

協議方法の希望 ①【 】議題希望 ・ ②【○】資料（回答書）のみ ←【 】内に○を入力	
協議題	地域学校協働活動推進員等の人材の確保について
<p>(提案理由)</p> <p>本市では、各小学校に地域学校協働活動推進員を1人ずつ、各中学校区に統括的な地域学校協働活動推進員を1人ずつ配置することを目標としています。令和5年度時点では、小学校83校全てに地域学校協働活動推進員を、統括的な地域学校協働活動推進員も配置が可能な37中学校区中、34人の配置が完了しています。</p> <p>各推進員は、所属する学区の放課後子ども教室の企画運営や学校応援団活動のコーディネートなど、学校と地域の連携に欠かせない活動を担っています。</p> <p>しかし、人口減少や共働き世帯の増加など社会情勢の変化に伴って、推進員の確保が困難となっています。現在未配置の学校のみならず、配置が完了している学校においても、次期候補者を見つけることが難しいという声が、現役の推進員や学校現場から上がっています。</p> <p>そこで、各指定都市の推進員配置状況や人材確保の手法について、ご教示願います。</p> <p>①各推進員の配置状況等について、別紙調査票を用いてご回答をお願いいたします。</p> <p>②推進員または次期候補者を確保するための手法や工夫などがございましたらご回答ください。</p> <p>なお、本市では、人材養成講座を開催し、講座修了生を学校へ紹介しています。</p> <p>③各推進員を配置していることの効果・成果について、調査等を行っている場合には、その内容や結果をご教示ください。</p>	
協議題作成課：静岡市教育委員会事務局教育局教育総務課（電話）054-354-2369	

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付またはリンク先の掲載をお願いいたします。

令和6年度 指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 協議題調査票  
 地域学校協働活動推進員等の配置状況等について (R5.4.1時点)

【様式1-2】

【静岡市】

No.	政令市名	学校数			配置人数		配置単位		謝金の有無		謝金単価・金額		謝金単価の根拠・考え方	一人あたりの年間活動時間実績 (R4)		今後の配置方針
		小学校	中学校	義務教育学校	統括	推進員	統括	推進員	統括	推進員	統括	推進員		統括	推進員	
1	札幌市	196	96	1	0	73	-	地域学校協働本部を設置している学校に1人以上	無	有	-	1,480円以内	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(国補助)実施要領による	-	委託費の範囲内で活動しており、本部によって大きな乖離があるため、集計していない。	令和6年度より教育委員会が委嘱する「地域学校協働活動推進員」の配置をモデル的に進めている。7地区の地域学校協働本部に10人の推進員を配置。謝金単価は1,400円。年間活動時間は100～200時間を想定。統括の配置はなし。
2	仙台市	9	2	0	0	15	区に1名	基本CS校区に1名	有	有	1,480	1,200	統括推進員は国補助最高額を、推進員は学校支援地域本部スーパーバイザーと同額	6h	34h	モデル校区を拡充しながら、全CS校区に推進員を配置したい。
3	さいたま市	104	58	0	61	164	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された再任用の職員を統括コーディネーターとしている。	市立小・中・特別支援学校に1人ずつ配置している。	有	有	198,750円/m	1,089円/h～1,380円/h ※再度の任用時は職務経験を考慮し、一定の金額を加算した時給になる。	再任用職員：さいたま市職員の給与に関する条例 会計年度任用職員：さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	1,395	1,328	学校地域連携コーディネーター(地域学校協働活動推進員)を全ての市立小・中・特別支援学校に引き続き配置する。
4	千葉市	48	27	0	0	75	0	学校に1人	有	有	1,110円/回	0	年間予算を人数×10で割った数値	0	20	学校支援地域本部は年10校ずつ増置、地域学校協働活動は設置の予定なし
5	川崎市	114	52	4	0	71	なし	各小中学校に1人以上		有		1,480円/h	国の上限を参考		未集計	全学校へ推進員を配置できるよう推進予定
6	横浜市	317	131	2		1641		学校に1人以上	無	無		委託料の中から謝金として拠出することもある			不明	全校に推進員(横浜市では学校・地域コーディネーターと呼ぶ。)を配置できるよう計画を進めている。
7	相模原市	69	35	2		2		中学校区に1人		有		1,000円/h	他都市の実績等を踏まえ設定		17	令和6年までモデル事業として2中学校区を設定し、検証をした上で令和7年度以降についてもモデル事業を拡大する方向で進める予定である。
8	新潟市	67	0	0	67	237	小学校に1人	制限なし	有	有	1,400円/h	1,400円/h	不明	18.6	9.4	なり手不足を解消し、全小学校へ配置できるようにする。
9	静岡市	83	43	0	34	83	中学校区に1人	小学校に1人	有	有	1,000円/h	1,000円/h	不明	338.69	187.19	全中学校区へ統括的な推進員を配置できるよう、増員したい。(全小学校への配置は完了している。)
10	浜松市	96	48	0	15	87	各子供教室に1人以上	各子供教室に1人以上	有	有	1,416円/h	1,416円/h	学校・家庭・地域連携補助金実施要領に基づく	該当なし	該当なし	
11	名古屋市	261	110	0	0	0	0	0	無	無	0	0	0	0	0	・学校については分校を除く。 ・社会教育法上の推進員については未設置。地域コーディネーターに類似する人材として、土曜学習プログラムコーディネーターなどがある。

令和6年度 指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 協議題調査票  
 地域学校協働活動推進員等の配置状況等について（R5.4.1時点）

【様式1-2】

【静岡市】

No.	政令市名	学校数			配置人数		配置単位		謝金の有無		謝金単価・金額		謝金単価の根拠・考え方	一人あたりの年間活動時間実績（R4）		今後の配置方針	
		小学校	中学校	義務教育学校	統括	推進員	統括	推進員	統括	推進員	統括	推進員		統括	推進員		
12	京都市	154	66	8			地域学校協働活動推進員は配置せず、地域コーディネーター（学校管理職経験者等）を教育委員会及び子ども若者はぐくみ局に29名配置している。										より一層の学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進に向け、地域学校協働活動推進員の配置も視野に研究を進めていく予定。
13	大阪市	280	126	1	0	1,038	配置なし	小学校に平均3.7人（配置単位は決まっていない）	無	無	—	—	—	—	統計なし		全小学校区での配置を目指す。小学校区で配置されていない校区（280校中5校区）についても配置を働きかける。
14	堺市	92	43	0	-	106	-	小中学校		有	-	2,400円/回	不明	-	242		堺版コミュニティ・スクールにて学校長が推薦する地域コーディネーターを配置している。（地域コーディネーターを地域学校協働活動推進員としてみなしている。） 地域学校協働活動推進員等の在り方について検討中。
15	神戸市	162	83	2	配置無	104	配置無	配置のある各小学校に1人	無	有	配置無	※12,000円/月	不明	配置無	不明		放課後子供教室を実施する小学校を中心に、今後も増員していきたい。
16	岡山市	85	37	1	0	57	配置なし	中学校区または小学校区で1名以上 ※上限は地域学校協働本部がカバーしている学校園数+1名		有	配置なし	940円	最低賃金をふまえて単価を設定している	配置なし	38.1		全ての学校園の地域学校協働活動に推進員が関わることができるように配置を進めていく。
17	広島市	141	63	0	0	1	0	中学校に1人	無	有		930	広島県最低賃金		116		
18	北九州市	126	62	0	0	157	0	中学校区に数名	無	有	0	880円/h	不明	0	7.38		全中学校区に推進員を配置できているので、このまま継続できるようにしていきたい。
19	福岡市	146	-	-	6	10	行政区に1人	数校～数十校に1～2人	有	有	会計年度任用職員	委託先の業務遂行責任者	・会年給料表 ・国要綱	330	不明		
20	熊本市	92	42	0	0	0	0	0	無	無	0	0		0	0		今年度よりモデル校4校に地域コーディネーターの配置を行う。

※不明な項目は「不明」と記載してください。回答しにくい項目については、コメントの挿入等をしていただいても構いません。

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 千葉市

### 2 静岡市

(提出議題)

地域学校協働活動推進員等の人材の確保について (別紙調査票あり)

(回答)

- ① 各推進員の配置状況等について、別紙調査票様式1-2にて回答  
千葉市では、まだ地域学校協働活動は導入していませんが、学校支援地域本部事業を行っていますのでそれについて回答します。
- ② 推進員または次期候補者を確保するための手法や工夫など  
推進委員長ではないが地域コーディネータを各学校から推薦してもらい、その方に教育委員会が委嘱している。次期候補者についても各学校が地域の方と相談して、ふさわしい方を選出してもらっている。
- ③ 各推進員を配置していることの効果・成果について、調査等を行っている場合、その内容や結果について  
地域コーディネータが中心となりボランティアを募集するなどこれまで教頭が行っていた業務を担ってもらい負担が軽減されている学校もある。ボランティアにより活動に大きなばらつきがあることが課題。

(回答作成課 : 千葉市学校教育部学事課 (電話) 043-245-5928 )

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 川崎 市

### 2 静岡市

(提出議題)

地域学校協働活動推進員等の人材の確保について (別紙調査票あり)

(回答)

① 各推進員の配置状況等について、別紙調査票にて回答

② 推進員または次期候補者を確保するための手法や工夫など

本市では、地域住民をはじめ、PTA、町内会自治会、子ども会などの地域団体から選出された委員、青少年指導員、民生児童委員、学校などで構成される「地域教育会議」という地域団体と該当中学校区の中学校長の両方で候補者を推薦する形をとっています。

なお、「地域教育会議」は、すでに25年以上前に地域住民が主体となって活動がはじまったもので、中高一貫校を除く全中学校区(51中学校区)と全7行政区に設置しており、推進委員は地域教育コーディネーターという名称で配置しています。

地域で活動する様々な方が関わる「地域教育会議」が候補者の推薦に関わることで、推進員を安定して確保できるような仕組みを目指しています。

③各推進員を配置していることの効果・成果について、調査等を行っている場合、その内容や結果について

推進員(地域教育コーディネーター)配置による独自の調査はおこなっていませんが、「地域教育会議」が行った地域学校協働活動の実施内容等については、年度ごとに各中学校区の「地域教育会議」から報告していただいています。

(回答作成課:川崎市教育委員会事務局地域教育推進課 (電話) 044-200-3309)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 横浜市

### 2 静岡市

(提出議題)

地域学校協働活動推進員等の人材の確保について (別紙調査票あり)

(回答)

① 各推進員の配置状況等について、別紙調査票にて回答

② 推進員または次期候補者を確保するための手法や工夫など

各学校のニーズに沿った活動を行うことができる方の確保が重要なため、各学校において、適当な方が見つかった際に推薦をしてもらっています。

③ 各推進員を配置していることの効果・成果について、調査等を行っている場合、その内容や結果について

推進員配置による効果・成果について、全校へ調査等を行なっていませんが、地域の特色に応じて、子どもたちの登下校時の見守りや、授業・学校行事等の準備・運営の補助、放課後の学習支援や授業の準備や補助などを取り組んでおり、学校の働き方改革にも寄与している、との声が、日常的な学校とのコミュニケーションや学校訪問の際に聞かれます。

(回答作成課 : 横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 (電話) 045-671-3278 )

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 相模原市

### 2 静岡市

(提出議題)

地域学校協働活動推進員等の人材の確保について (別紙調査票あり)

(回答)

① 各推進員の配置状況等について、別紙調査票にて回答

② 推進員または次期候補者を確保するための手法や工夫など

学校運営協議会長等に相談し選任している。

令和4年度からの3ヶ年のモデル事業を開始しているところであり、次期候補者選定の段階に至っていない。他都市の事例を参考にさせていただきたい。

③ 各推進員を配置していることの効果・成果について、調査等を行っている場合、その内容や結果について

年度末に各推進員及び設置学校あてにモデル事業実施に関するアンケートを配布し回答を得ている。

「来校の頻度が週1回程度になると、日常的な相談や活動が充実できる」や「新たな人材確保に際し推進員のネットワークが大きな手助けになる」などの意見を頂いている。

(回答作成課: 相模原市教育委員会生涯学習部生涯学習課(電話) 042-769-8286)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 北九州市

### 2 静岡市

(提出議題)

地域学校協働活動推進員等の人材の確保について (別紙調査票あり)

(回答)

① 各推進員の配置状況等について、別紙調査票にて回答

② 推進員または次期候補者を確保するための手法や工夫など

年1回(8月)、各学校に配置されている地域学校協働活動推進員と推進員配置校の管理職を対象に、「学校協働活動推進員研修会」を開催し、地域学校協働活動の重要性や地域学校協働活動推進員の役割について説明するようになっています。

③ 各推進員を配置していることの効果・成果について、調査等を行っている場合、その内容や結果について

令和5年度地域学校協働活動事業に関するアンケートを地域学校協働活動推進員配置校の管理職を対象に実施しました。

結果は、以下のとおりです。(R6.4.17)

調査項目	肯定的な回答の割合(%)
① 子どもたちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、学力や規範意識、コミュニケーション能力の向上等、教育的効果が得られたか。	93.5
② 地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導など、子どもと向き合う時間が増加したか。	58.1
③ 地域住民の生きがいがいづくりや自己実現につながったか。	85.4
④ 地域住民が支援することにより、地域の教育力が向上し、地域の活性化につながったか。	77.4

(回答作成課：北九州市教育委員会 次世代教育推進課 電話 093-582-3447)



## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 熊本市

### 2 静岡市

(提出議題)

地域学校協働活動推進員等の人材の確保について (別紙調査票あり)

(回答)

- ①各推進員の配置状況等について、別紙調査票にて回答
- ②推進員または次期候補者を確保するための手法や工夫など  
本年度モデル校で、推進員（地域コーディネーター）を確保している。
- ③各推進員を配置していることの効果・成果について、調査等を行っている場合、その内容や結果について  
今後行う予定

(回答作成課) :

熊本市教育委員会事務局教育総務部地域教育推進課 (電話) 096-328-2276)

(様式1)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会

### 協議題報告書

提案都市名

浜松市

協議方法の希望 ①【 】議題希望 ・ ②【○】資料(回答書)のみ ←【 】内に○を入力	
協議題	地域学校協働活動について
<p>(提案理由)</p> <p>浜松市では、地域学校協働活動推進委員の役割を学校支援コーディネーター(教育委員会所管)と協働センター*職員(市長事務局所管)が分担し、地域学校協働活動を展開しています。学校支援コーディネーターは、学校運営協議会に委員として、協働センター職員は、オブザーバーとして出席し、学校運営協議会で話し合われた育てたい子供像等の目標やビジョン、活動計画などの情報を共有しています。</p> <p>学校支援コーディネーターは、学校運営協議会での話し合いを受け、学校運営に必要な学校支援活動を推進しています。最近では、協働センター職員と連携し、地域人材等の情報共有を図りながら、学校支援活動を実施する例も増えています。</p> <p>協働センターでは、学校教育外での活動の一部を推進しています。主催する事業に地域人材を活用し、子供たちの成長につながる取り組みを行っています。</p> <p>今後、地域学校協働活動の充実を図るうえで、他市の取組を参考にしたいと考え、本協議題を設定いたしました。</p> <p>つきましては、以下の点についてご教示ください。</p> <p>(1) 地域学校協働活動と公民館との関係について (活動事例や事業例がございましたら併せてお願いいたします)</p> <p>(2) 社会教育法に基づく、地域学校協働活動推進員の設置の有無</p> <p>(3) 地域学校協働本部の運営状況(実際に本部のメンバー等で会議を行っている等の事例がございましたら併せてお願いいたします)、課題や課題解決に向けた取組について</p>	
協議題作成課：浜松市 市民部 創造都市・文化振興課 (電話) 053-457-2413	

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付またはリンク先の掲載をお願いいたします。

\* 公民館と同等の施設、市内、ほとんどの中学校区に設置されている

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 千葉市 \_\_\_\_\_

### 3 浜松市

(提出議題)

地域学校協働活動について

(回答)

- (1) 地域学校協働活動と公民館との関係について(活動事例や事業例)  
特に連携していない。
- (2) 社会教育法に基づく、地域学校協働活動推進員の設置の有無  
千葉市では地域学校協働活動を導入していないため、推進委員も設置していない。
- (3) 地域学校協働本部の運営状況、課題や課題解決に向けた取組について  
地域学校協働活動は行っていないが、学校支援地域本部事業の中に地域教育協議会が位置付けられていて、学校への支援について話し合い、ボランティアの内容などを決めている。

(回答作成課 : 千葉市学校教育部学事課 (電話) 043-245-5928 )

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 川崎 市

### 3 浜松市

(提出議題)

地域学校協働活動について

(回答)

#### (1) 地域学校協働活動と公民館との関係について(活動事例や事業例)

本市では、地域住民をはじめ、PTA、町内会自治会、子ども会などの地域団体から選出された委員、青少年指導員、民生児童委員、学校などで構成される「地域教育会議」という取組があり、令和2年度から地域学校協働活動を中心に推進する役割を担っています。

なお、「地域教育会議」は、すでに25年以上前に地域住民が主体となって活動がはじまったもので、中高一貫校を除く全中学校区(51中学校区)と全7行政区に設置しています。

各中学校区の地域学校協働活動を中心にを行う団体である「中学校区地域教育会議」については、市民館(公民館)が行政区を単位に設置されていることもあり、連携する仕組みがありません。

なお、地域学校協働活動として中学校区で活動している「地域教育会議」とは別に、行政区で活動する「行政区地域教育会議」では、市民館の職員も構成員として参加し、会議の中で情報共有を行うなどの連携した活動を行っています。

#### (2) 社会教育法に基づく、地域学校協働活動推進員の設置の有無

本市では「地域教育コーディネーター」の名称で、地域学校協働活動推進員を設置しており、令和5年度末で約90名の方に委嘱しています。

#### (3) 地域学校協働本部の運営状況、課題や課題解決に向けた取組について

地域コミュニティの希薄化などの影響により、仲間集めや担い手の確保といった課題があり、現在、課題解決に向けて試行錯誤を行っています。

(回答作成課:川崎市教育委員会事務局地域教育推進課 (電話) 044-200-3309)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 横浜市

### 3 浜松市

(提出議題)

地域学校協働活動について

(回答)

- (1) 地域学校協働活動と公民館との関係について(活動事例や事業例)  
活動事例等を収集はしていませんが、日常的な学校とのコミュニケーションや学校訪問の際に、放課後の学習支援等で公民館を活用している事例があると聞いたことがあります。
- (2) 社会教育法に基づく、地域学校協働活動推進員の設置の有無  
有
- (3) 地域学校協働本部の運営状況、課題や課題解決に向けた取組について  
課題としては、ボランティアの不足、予算(謝金・消耗品費等)が少ないため、活動内容や活動時間が限られてしまう、校内に活動場所が少ない等が挙げられます。  
課題解決に向けては、研修やボランティア同士の交流会を開催し、好事例等の情報を共有したり、ボランティア同士のつながりの輪をつくることで、各学校での活動に活かしてもらっています。また、研修会やチラシの発行を通じて、地域学校協働本部(地域学校協働推進員)の存在を周知するよう学校管理等へ働きかけることで、より多くの人に認知されるよう取り組んでいます。

(回答作成課 : 横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 (電話) 045-671-3278 )

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 相模原市

### 3 浜松市

(提出議題)

地域学校協働活動について

(回答)

- (1) 地域学校協働活動と公民館との関係について(活動事例や事業例)  
モデル事業として2中学校区で実施しているが、現時点では公民館との関わりはない。ただし、公民館との連携強化を検討している。
- (2) 社会教育法に基づく、地域学校協働活動推進員の設置の有無  
法に基づき設置している。また、相模原市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めている。
- (3) 地域学校協働本部の運営状況、課題や課題解決に向けた取組について  
モデル事業として実施している2中学校区のうち、1中学校区で本部を設置し、年6回程度会議を開催している。当該校から地域学校協働推進員の来校の頻度について相談を受けている。モデル事業であることから、課題の把握等を行っている。なお、地域で子どもに関わる活動をしたことがある市民の割合を教育振興計画の成果指標としている。

(回答作成課:相模原市教育委員会生涯学習部生涯学習課(電話) 042-769-8286)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 北九州市

### 3 浜松市

(提出議題)

地域学校協働活動について

(回答)

(1) 地域学校協働活動と公民館との関係について(活動事例や事業例)

【活動事例】

市民センターで小学生と地域の方々との「ふれあい昼食会」を実施しています。

保健委員会の児童が考えた“長生き健康体操”をしたり、給食委員会の児童による“令和の給食のメニューのクイズ大会”をしたりして、積極的に交流を図る取組がありました。

(2) 社会教育法に基づく、地域学校協働活動推進員の設置の有無

有。(全中学校区に地域学校協働活動推進員を配置しています。)

(3) 地域学校協働本部の運営状況、課題や課題解決に向けた取組について

中学校区において、地域学校協働本部運営会議を行い、積極的に運営されています。

課題としては、市内の全中学校区に地域学校協働活動推進員が配置されているため、このまま継続して推進員を配置することや確保できるようにしていくことです。

その解決方法としては、地域学校協働本部等の重要性や意義について、情報共有や研修の機会をつくっていくことであると考えています。

(回答作成課：北九州市教育委員会 次世代教育推進課 電話 093-582-3447 )

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 熊本市

### 3 浜松市

(提出議題)

地域学校協働活動について

(回答)

- (1) 地域学校協働活動と公民館との関係について(活動事例や事業例)
  
- (2) 社会教育法に基づく、地域学校協働活動推進員の設置の有無
  
- (3) 地域学校協働本部の運営状況、課題や課題解決に向けた取組について

(1) (2) (3) とも導入無し

令和6年度モデル校4校を選定しており、検証予定

(回答作成課) :

熊本市教育委員会事務局教育総務部地域教育推進課 (電話) 096-328-2276)



(様式1)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 協議題報告書

提案都市名

\_\_\_\_\_ 堺 \_\_\_\_\_ 市

協議方法の希望

①  議題希望 ・ ②  資料 (回答書) のみ ←  内に○を入力

協議題

各自治体における地域学校協働本部への対応について

(提案理由)

本市では、堺市教育委員会が令和3年2月に策定した「第3期未来をつくる堺教育プラン」(令和3～7年度)に基づき、地域学校協働活動の推進における有効な支援策について検討を行っているところです

各自治体では、地域学校協働活動の推進について各種支援を実施されていることと存じますが、その中でも地域学校協働本部に対する事業を行っている場合、本部に対して、補助金や委託の形式での対応があると思われます。特に委託の場合、仕様において、多くの項目を設定した場合、地域ニーズとの乖離や地域人材等の高齢化や不足による地域側の負担感や行政側への反発が想定されます。

つきましては、今後本市において、より効果的な地域学校協働活動の推進や地域学校協働本部への支援の参考にさせていただきたく、以下のとおりご教示いただけますでしょうか。

① 地域学校協働本部 (若しくは類似体) に対して業務委託を実施していますか。  
(有・無)

[①で「有」と回答された場合にご回答ください]

② 委託項目についてご教示ください。(別添でも可)

③ 1団体当たりの委託額についてご教授ください。

④ 地域住民の負担軽減や地域間の細かいニーズに対応するような取組内容があればご教示ください。

⑤ 学校教員の負担軽減の考え方について委託内容に反映されている内容があればご教示ください。

協議題作成課：堺市教育委員会事務局地域教育支援部地域教育振興課 (電話) 072-228-7490

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付またはリンク先の掲載をお願いいたします。

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名            千葉市

### 4 堺市

(提出議題)

各自治体における地域学校協働本部への対応について

(回答)

① 地域学校協働本部（若しくは類似体）に対して業務委託を実施していますか。

（有・無）

〔①で「有」と回答された場合にご回答ください〕

② 委託項目についてご教示ください。（別添でも可）

③ 1団体当たりの委託額についてご教授ください。

④ 地域住民の負担軽減や地域間の細かいニーズに対応するような取組内容があればご教示ください。

⑤ 学校教員の負担軽減の考え方について委託内容に反映されている内容があればご教示ください。

（回答作成課 : 千葉市学校教育部学事課 （電話） 043-245-5928 ）

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 川崎 市

### 4 堺市

(提出議題)

各自治体における地域学校協働本部への対応について

(回答)

- ① 地域学校協働本部（若しくは類似体）に対して業務委託を実施していますか。  
有

〔①で「有」と回答された場合にご回答ください〕

- ② 委託項目についてご教示ください。（別添でも可）

本市では、地域住民をはじめ、PTA、町内会自治会、子ども会などの地域団体から選出された委員、青少年指導員、民生児童委員、学校などで構成される「地域教育会議」という取組があり、令和2年度から地域学校協働活動を中心的に推進する役割を担う団体として、地域住民が主体となって、地域の教育力を活かして企画立案から運営まで行うことを委託しています。

- ③ 1団体当たりの委託額についてご教授ください。

1中学校区あたり、約20万円

- ④ 地域住民の負担軽減や地域間の細かいニーズに対応するような取組内容があればご教示ください。

各地域の成功事例や課題解決の事例などを共有できるよう、年3回程度の情報共有会や地域学校協働活動推進員向けの講座を行っています。

- ⑤ 学校教員の負担軽減の考え方について委託内容に反映されている内容があればご教示ください。

地域と学校のよりよい関係づくりに向けて、地域住民も一緒になって、検討を進めているところです。

(回答作成課:川崎市教育委員会事務局地域教育推進課 (電話) 044-200-3309)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 横浜市

### 4 堺市

(提出議題)

各自治体における地域学校協働本部への対応について

(回答)

- ① 地域学校協働本部（若しくは類似体）に対して業務委託を実施していますか。

有  無

[①で「有」と回答された場合にご回答ください]

- ② 委託項目についてご教示ください。（別添でも可）

別添の仕様書をご覧ください。

- ③ 1団体当たりの委託額についてご教授ください。

上限 13 万円

- ④ 地域住民の負担軽減や地域間の細かいニーズに対応するような取組内容があればご教示ください。

学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心に組織したボランティア団体（地域学校協働本部）への委託のため、各学校のニーズに合わせた取組を各団体において計画しています。

- ⑤ 学校教員の負担軽減の考え方について委託内容に反映されている内容があればご教示ください。

学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心に組織したボランティア団体（地域学校協働本部）への委託のため、各学校のニーズに合わせた取組を各団体において計画しています。

(回答作成課 : 横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 (電話) 045-671-3278 )

## 地域学校協働活動事業【継続実施型】仕様書

### 1 件名

令和6年度地域学校協働活動事業【継続実施型】の委託

### 2 事業趣旨

未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域が連携・協働し社会全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図ることを目的に本事業を実施する。

### 3 委託業務内容

地域学校協働活動事業の実施に関して必要な業務全般

#### (1) 学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の配置

学校とボランティアの連絡調整、学校と地域をつなぐ事業の企画や運営等の中心となる人材として、教育委員会が開催する養成講座を修了した学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を配置すること。

#### (2) 地域学校協働活動本部における事務経理等の実施

学校、地域、保護者、ボランティア、学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）、自治会町内会や区民利用施設の関係者等で組織された地域学校協働本部で、活動内容について検討を行うとともに必要な事務経理を行うこと。

#### (3) 地域学校協働活動の実施

地域住民や保護者が、ボランティアとして地域と学校が協働を行うための体制を整備し、地域学校協働活動を企画・実施すること。

#### (4) 地域、関係機関との連携・協働

地域、関係機関等で連携・協働してネットワークの構築と強化を図りながら事業を進めること。

#### (5) 広報啓発活動

地域の教育力の向上に資するための啓発活動や、学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の認知度を広く高めるための広報活動を行うこと。

#### (6) 研修会への参加及び活動報告会での実施内容の報告

教育委員会が開催する研修会に参加すること。また、活動報告会において活動状況の報告・展示等を行い、本事業に関する情報提供を行うこと。

#### (7) 事業報告書の作成

指定様式の事業報告書を作成し、教育委員会へ令和7年3月7日着にて提出すること。報告にあたっては、事前に参加者数等の報告書記載事項を確認しておき、漏れなく記入すること。

また、教育委員会から別途資料等の提出依頼があった場合は指示に従い提出すること。

—裏面あり—

#### 4 委託先

横浜市教育委員会が開催する養成講座を修了した学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を構成員に含んだ地域学校協働本部等の組織。

地域学校協働本部等は「学校単位」又は「小中一貫教育推進ブロックを基本とする複数校」に設置するものとし、相応する既存の団体がある場合はそれに代替することができる。ただし、複数校で設置する場合は、構成する各校に養成講座を修了した学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）が配置されている場合に限り、実施を認めるものとする。

#### 5 履行期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

#### 6 履行場所

原則として本事業を実施する学校及び関係施設とする。

#### 7 個人情報の取扱

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 8 委託料の用途及び収支簿の作成等

委託料の用途は、諸謝金、旅費・交通費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、雑役務費等事業に要する経費とする。委託料の用途は明確にし、金銭出納簿を作成すること。また、収入支出関係書類を備えておくものとする。

なお、委託者は、必要があると認めたときは、受託者に対し、当該事業の執行に関する金銭出納簿その他収入支出関係書類の検査及び経理事務に関する指導・助言を行うことができる。

また、総委託額の20%を超える費目間の流用が生じる場合は、事前に委託者と協議を行うこと。

#### 9 その他

この仕様によりがたい場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 相模原市

### 4 堺市

(提出議題)

各自治体における地域学校協働本部への対応について

(回答)

① 地域学校協働本部(若しくは類似体)に対して業務委託を実施していますか。

(有・無)

有

[①で「有」と回答された場合にご回答ください]

② 委託項目についてご教示ください。(別添でも可)

別紙のとおり

③ 1団体当たりの委託額についてご教授ください。

30,000円

④ 地域住民の負担軽減や地域間の細かいニーズに対応するような取組内容があればご教示ください。

令和4年度からモデル事業として2中学校区で実施しているが、現在負担軽減については検証中である。

⑤ 学校教員の負担軽減の考え方について委託内容に反映されている内容があればご教示ください。

令和4年度からモデル事業として2中学校区で実施しているが、現在負担軽減については検証中である。

(回答作成課:相模原市教育委員会生涯学習部生涯学習課(電話) 042-769-8286)

## 相模原市地域学校協働活動推進事業委託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市地域学校協働活動推進事業実施要綱(令和4年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)により実施する地域学校協働活動推進事業(以下「本事業」という。)の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業を実施する者等)

第2条 本事業は、実施要綱第5条の規定により地域学校協働本部(以下「本部」という。)が設置されたときは、当該本部に委託してこれを行うことができる。

(実施計画)

第3条 本部は、本事業の実施に際し、あらかじめ教育委員会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 地域学校協働活動推進事業実施計画書(第1号様式)
- (2) 地域学校協働活動推進事業収支予算書(第2号様式)
- (3) その他必要な書類

(契約の締結)

第4条 教育委員会は、前条の規定により書類が提出されたときは、当該事業委託の可否を判断し、委託を行う場合は市長と本部の間で委託契約の締結を行う。

(委託料)

第5条 委託料は、予算の範囲内とし、教育委員会が別に定める。

2 委託料の用途については、謝礼、消耗品費、印刷製本費、通信費、会議費、賃借料等に充てるものとし、予算積算の基準については市が別に定める基準に準ずるものとする。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りではない。

3 委託料の支出にあたっては、本部の中から会計を1名、会計監査を1名選出し、厳正に出納管理を行うとともに、第7条に定める収支決算書の提出に当たり、会計監査の承認を得なければならない。

(委託期間)

第6条 委託期間は、委託契約締結日から当該年度の3月末日までの事業実施に必要な期間とする。

(実施報告)

第7条 本部は本事業終了後、速やかに市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。



- (1) 地域学校協働活動推進事業実施報告書(第3号様式)
- (2) 地域学校協働活動推進事業収支決算書(第4号様式)
- (3) その他必要な書類

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(地域学校協働活動推進事業委託要綱 第3条関係)

年度 地域学校協働活動推進事業 実施計画書

本部の名称	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
活動方針	
活動内容	
備考	

第2号様式(地域学校協働活動推進事業委託要綱 第3条関係)

年度 地域学校協働活動推進事業収支予算書

本部名称 \_\_\_\_\_

収入の部

項目	金額	説明
委託料	円	相模原市からの委託料
その他	円	
合計	円	

支出の部

項目	金額	説明及び積算根拠
謝礼	円	
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
通信費・運搬費	円	
会議費	円	
使用料及び賃借料	円	
合計	円	

第3号様式(地域学校協働活動推進事業委託要綱 第7条関係)

年度 地域学校協働活動推進事業実施報告書

本部の名称	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
活動内容	
参加者数	
活動についての 評価 (意見や反省等)	

第4号様式(地域学校協働活動推進事業委託要綱 第7条関係)

年度 地域学校協働活動推進事業収支決算書

本部名称 \_\_\_\_\_

収入の部

項目	金額	説明
委託料	円	相模原市からの委託料
その他	円	
合計	円	

支出の部

項目	金額	説明及び積算根拠
謝礼	円	
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
通信費・運搬費	円	
会議費	円	
使用料及び賃借料	円	
合計	円	

上記のとおり相違ないことを報告いたします。

\_\_\_\_\_年 月 会 計 \_\_\_\_\_ 印

監査の結果、上記のとおり相違ないことを確認いたしました。

\_\_\_\_\_年 月 会計監査 \_\_\_\_\_ 印

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 北九州市

### 4 堺市

(提出議題)

各自治体における地域学校協働本部への対応について

(回答)

① 地域学校協働本部(若しくは類似体)に対して業務委託を実施していますか。

(有・無)

[①で「有」と回答された場合にご回答ください]

② 委託項目についてご教示ください。(別添でも可)

③ 1団体当たりの委託額についてご教授ください。

④ 地域住民の負担軽減や地域間の細かいニーズに対応するような取組内容があればご教示ください。

⑤ 学校教員の負担軽減の考え方について委託内容に反映されている内容があればご教示ください。

(回答作成課：北九州市教育委員会 次世代教育推進課 電話 093-582-3447 )

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 熊本市

### 4 堺市

(提出議題)

各自治体における地域学校協働本部への対応について

(回答)

① 地域学校協働本部 (若しくは類似体) に対して業務委託を実施していますか。

(有・無)

[①で「有」と回答された場合にご回答ください]

② 委託項目についてご教示ください。(別添でも可)

③ 1団体当たりの委託額についてご教授ください。

④ 地域住民の負担軽減や地域間の細かいニーズに対応するような取組内容があればご教示ください。

⑤ 学校教員の負担軽減の考え方について委託内容に反映されている内容があればご教示ください。

(回答作成課 :)

熊本市教育委員会事務局教育総務部地域教育推進課 (電話) 096-328-2276)

(様式1)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会

### 協議題報告書

提案都市名

京都市

協議方法の希望 ① <input type="checkbox"/> 議題希望 ・ ② <input checked="" type="checkbox"/> 資料（回答書）のみ ← <input type="checkbox"/> 内に○を入力	
協議題	学校施設開放事業における、学校や地域での管理運営以外の手法の導入状況について
<p>(提案理由)</p> <p>本市では、学校施設開放事業として、学校教育活動に支障のない範囲で、余裕教室や体育館等の学校施設を地域の方にご利用いただいています。その運営は、地域住民・団体が構成される「管理運営委員会」に委ねていますが、運営に関わっていただける地域の人材不足等により、教職員がその業務や対応の大半を担っている学校もある状況です。</p> <p>そこで現在、教職員の負担軽減や施設の利用促進のため、学校や地域住民による管理運営以外の手法を検討しています。(具体的には、地域学校協働活動推進員を新たに設置し、その管理運営や調整を担っていただく等。)</p> <p>令和4年度社会教育主管課長会議においても同様のお尋ねがあった件で恐縮ですが、貴市における最新の導入状況をご教示ください。(その情報を掲載したHPへのリンクでも構いません。)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 学校施設開放事業における、学校や地域住民等による管理運営以外の手法を導入していますか。 ( 導入している ・ 導入を検討している ・ していない )</li><li>2 導入しているまたは検討している場合、どのような手法か教えてください。</li><li>3 成果や課題、その対策があれば教えてください。</li><li>4 導入（または検討）に係る経費（委託料、システム料、報酬等）を可能な範囲で教えてください。</li></ol>	
協議題作成課：京都市教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当（電話）075-251-0410	

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付またはリンク先の掲載をお願いいたします。



## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 札幌市

### 9 京都市 1

(提出議題)

学校施設開放事業における、学校や地域での管理運営以外の手法の導入状況について

(回答)

- 1 学校施設開放事業における、学校や地域住民等による管理運営以外の手法を導入していますか。  
( 導入している ・ 導入を検討している ・ していない )
- 2 導入しているまたは検討している場合、どのような手法か教えてください。
  - 地域での管理運営以外の手法として、「札幌市公共施設予約情報システム(以下「システム」という)」を活用した管理運営を業務委託により実施している。
  - 利用者がシステムに団体登録を行い、システムで利用申込を行って学校施設を利用するという方法であり、委託業者はシステムの管理者端末を利用して各開放施設の利用調整及び利用者の管理を行っている。
  - 委託業者は各施設の管理と利用者の安全を確保する者(以下「管理指導員」という。)を配置し、管理運営を行っている。
- 3 成果や課題、その対策があれば教えてください。
  - システムへの登録は各団体1アカウントのみとしているが、重複登録を行っているケースが散見されている。
  - 登録申請時に内容をチェックし、重複登録の防止対策を行っている。
- 4 導入(または検討)に係る経費(委託料、システム料、報酬等)を可能な範囲で教えてください。
  - 委託料(管理運営業務) 356,864,790円
  - システム料 14,013,901円

(回答作成課：札幌市スポーツ部スポーツ振興担当課(電話)011-211-3044)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 新潟 市

### 9 京都市 1

(提出議題)

学校施設開放事業における、学校や地域での管理運営以外の手法の導入状況について

(回答)

1 学校施設開放事業における、学校や地域住民等による管理運営以外の手法を導入していますか。

(  導入している ・ 導入を検討している ・ していない )

2 導入しているまたは検討している場合、どのような手法か教えてください。

① 管理指導員の配置

学校施設開放事業時に管理指導員としてシルバー人材センターのスタッフを学校に配置し、鍵の開錠・施錠や設備の点検、利用日誌の記入など、利用団体及び施設の管理を委託している。

② 公共施設、コンビニへ鍵の貸出業務を委託

学校の近隣にある公共施設やコンビニに鍵の貸出業務を委託している。(利用状況の把握等は区役所が担当)

3 成果や課題、その対策があれば教えてください。

①の場合、委託料が多くかかるため、学校の構造上(シャッター等で体育館以外には入れない)、鍵の貸出業務のみでよい学校施設は、①から②の方法に変更し、委託料を節減している。

4 導入(または検討)に係る経費(委託料、システム料、報酬等)を可能な範囲で教えてください。

○管理指導員の配置：委託料 人件費単価×時間数

○公共施設、コンビニへ鍵の貸出業務：委託料 月 5,000 円

(回答作成課 : 新潟市教育委員会生涯学習推進課 (電話) 025-226-3277)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 浜松市

### 9 京都市 1

(提出議題)

学校施設開放事業における、学校や地域での管理運営以外の手法の導入状況について

(回答)

- 1 学校施設開放事業における、学校や地域住民等による管理運営以外の手法を導入していますか。

(  導入している ・  導入を検討している ・  していない )

⇒予約等をWEBシステムで行うツールを導入

- 2 導入しているまたは検討している場合、どのような手法か教えてください。

浜松市 HP

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sports/kaihou/202401.html>)

をご参考ください。

- 3 成果や課題、その対策があれば教えてください。

成果 施設利用担当者(教職員等)の負担軽減、利便性の向上

課題 支払手段の拡大、緊急時対応(夜間、土日祝日時)

- 4 導入(または検討)に係る経費(委託料、システム料、報酬等)を可能な範囲で教えてください。

1億円程度(5か年契約、学校数140校)

⇒システム導入にかかわる人件費、故障等による出張費用は含まれていません。

(回答作成課 : 浜松市市民部スポーツ振興課 (電話) 053-457-2421)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 \_\_\_\_\_ 名古屋市

### 9 京都市 1

(提出議題)

学校施設開放事業における、学校や地域での管理運営以外の手法の導入状況について

(回答)

1 学校施設開放事業における、学校や地域住民等による管理運営以外の手法を導入していますか。

(  導入している ・  導入を検討している ・  していない )

2 導入しているまたは検討している場合、どのような手法か教えてください。

名東高校学習開放：業務委託

生涯学習開放：業務委託 (27校、放課後事業と併せて委託)

(参考：<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000050937.html>)

3 成果や課題、その対策があれば教えてください。

生涯学習開放は、平成 21 年に出された契約方法に関する方針に基づき検討した結果、外郭団体である(財)教育スポーツ振興事業団(現：名古屋市教育スポーツ協会)との特命随意契約を改め、競争性のある契約方法に移行した。

しかし生涯学習開放は、学校施設を市民に開放する事業であることから、競争性を導入する場合も、金額の多寡によって契約相手を選定する入札はなじまないためプロポーザル方式をとらざるを得ない状況である。加えて競争性を導入した場合、運営団体に継続性がなくなる可能性があることも課題である。

名東高校学習開放は、高齢者等の就労支援等の観点(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号)から、随意契約の方式をとっている。

4 導入（または検討）に係る経費（委託料、システム料、報酬等）を可能な範囲で教えてください。

（令和5年度生涯学習開放5校 委託料内訳）

区分	金額
運営費	¥3,976,500
賠償責任保険料	¥19,031
開放管理従事者及び図書室開放世話人の謝金	¥6,881,787
管理費	¥761,414
合計	¥11,638,732

（回答作成課：名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課（電話）052-950-5045）

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 神戸 市

### 9 京都市 1

(提出議題)

学校施設開放事業における、学校や地域での管理運営以外の手法の導入状況について

(回答)

- 1 学校施設開放事業における、学校や地域住民等による管理運営以外の手法を導入していますか。

( 導入している )

「ICT を活用した中学校体育館の夜間開放」HP

[https://www.city.kobe.lg.jp/a61516/kosodate/lifelong/kaihou/kaihou\\_ict.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a61516/kosodate/lifelong/kaihou/kaihou_ict.html)

- 2 導入しているまたは検討している場合、どのような手法か教えてください。

本市では、ICT 技術を活用し人手を介さない新しい管理運営方法として、施設利用のインターネット予約ができる専用サイトと施設の鍵のリモートロック化を組み合わせたシステム（「まちかぎりモート」）を、中学校体育館の開放に導入している。

- 3 成果や課題、その対策があれば教えてください。

【成果・課題】

令和4年11月の事業開始から、900以上の団体より利用登録の申請があり、現在、66校で実施している。令和6年度中に4校へ導入拡大する予定であるが、残りの中学校についてはセキュリティ上の問題等から慎重に検討を行っているところである。

- 4 導入（または検討）に係る経費（委託料、システム料、報酬等）を可能な範囲で教えてください。

導入時（50校）27,143千円

(回答作成課 : 神戸市教育委員会事務局総務部総務課 (電話) 078-984-0615)

## 一般社団法人全国社会教育委員連合 表彰規程

- 第1条 一般社団法人全国社会教育委員連合（以下「法人」という）は、定款第4条5号に基づき、この規程を制定する。
- 第2条 この規程は、社会教育の推進に貢献し、当「法人」（社教連）の発展に功績のあった社会教育委員及び関係職員を表彰し、もって社会教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 表彰は会長が行う。
- 2 表彰には表彰状を贈呈して行う。
  - 3 表彰には記念品をそえることができる。
- 第4条 表彰は次の者について、会長が決定する。
- 1 永年社会教育委員として在任し、その功績が顕著なる者。
  - 2 都道府県及び政令指定都市単位に結成された社会教育委員の団体の長として永年法人の発展に寄与した者。
  - 3 その他会長が社会教育の振興に貢献されたと認める者。
  - 4 上記1～3に該当する表彰候補者の推薦基準は別に定める。
- 第5条 都道府県又は政令指定都市の社会教育委員連絡協議会又は都道府県の教育委員会は、前条による表彰候補者を法人へ推薦するものとする。
- 2 上記のほか当法人の会長は表彰候補者を推薦することができる。
- 第6条 前条の推薦には、次の事項を記載した推薦状を提出しなければならない。  
候補者の氏名、生年月日、住所、職業、所属自治体、略歴、推薦の事由
- 第7条 表彰は原則として、毎年、全国社会教育研究大会において行うものとする。  
ただし、前第4条第2項に該当する者に対する表彰はこの限りではない。
- 第8条 この規程の改廃は、総会において行う。
- 第9条 この規程の細則は、別に定める。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年10月23日 一部改正

平成29年9月12日 一部改正

## 一般社団法人全国社会教育委員連合 表彰規程施行細則

第1条 表彰は毎年度実施する。

第2条 表彰候補者を推薦する基準は次のとおりとする。

- 1 社会教育委員としての在任期間が原則7年以上（年数は通算）の者
- 2 会長でその職を退いた者（この場合の「会長」とは、都道府県及び政令指定都市単位に結成された社会教育委員の団体の長）
- 3 関係職員として5年以上在職した者
- 4 年数の起算日は当該年度の4月1日とする。

第3条 都道府県の表彰者の人数の基準は、次のとおりとする。

- 1 推薦しようとする都道府県内の社会教育委員の人数が、1人から500人までは1人、501人から1,000人までは2人、1,001人から1,500人までは3人、1,501人から2,000人までは4人、2,001人以上は5人とする。
- 2 前項の要件のほか同等の条件の者がいる場合には、表彰者の人数はこの限りではない。

第4条 政令指定都市の表彰者は、全政令指定都市に対し3人とする。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年10月23日 一部改正



令和6年度 全国社会教育委員連合表彰者推薦

優先順位	都市名	氏名	(社会教育委員歴)
4	千葉県	三野宮 純一	委員 (平成30年1月1日～令和6年3月31日退任)
2	相模原市	石川 利江	委員 (平成28年1月11日～現在)
3	広島市	松本 直子	委員 (平成29年2月1日～現在)
1	北九州市	宮本 和代	委員 (平成19年7月7日～平成21年7月6日、平成27年8月29日～現在)  (令和6年4月1日現在)

## 指定都市社会教育関係各種協議会当番市一覧

年 度	社会教育委員 連絡協議会	社会教育主管 課長会議	全国社会教育 研究大会	地域女性団体 連絡協議会	PTA連絡 協議会
平成元年	大阪		福井	広島	京都
2	福岡		旭川	大阪	神戸
3	横浜		高知	北九州	大阪
4	京都		千葉	福岡	仙台
5	神戸		佐賀	札幌	北九州
6	札幌		岩手	川崎	広島
7	広島		和歌山	名古屋	千葉
8	仙台		茨城	横浜	福岡
9	千葉		北海道	広島	札幌
10	川崎		岐阜	京都	川崎
11	名古屋		鳥取	北九州	名古屋
12	北九州		栃木	大阪	横浜
13	大阪		沖縄	福岡	京都
14	福岡		秋田	札幌	神戸
15	横浜		奈良	名古屋	仙台
16	京都		群馬	川崎	大阪
17	神戸		帯広	横浜	北九州
18	札幌		富山	広島	広島
19	広島		香川	京都	さいたま
20	仙台		長野	北九州	千葉
21	千葉		熊本	大阪	福岡
22	さいたま		福島	名古屋	札幌
23	静岡		京都	川崎・横浜	川崎
24	堺		山梨	広島	名古屋
25	新潟		三重	京都	横浜
26	浜松		徳島	北九州	京都
27	岡山		大分	(休会)	神戸
28	相模原		千葉	(休会)	仙台
29	熊本		北海道	(休会)	大阪
30	川崎		青森	(休会)	北九州
31(2019)	名古屋		兵庫	(休会)	新潟
令和2年	北九州		新潟	(休会)	(延期)
3	大阪		石川	(休会)	広島
4	福岡		広島	(休会)	さいたま
5	横浜		宮崎	(休会)	相模原
6	京都		茨城	(休会)	千葉
7	神戸		岩手	(休会)	熊本

※ 指定都市社会教育委員連絡協議会及び社会教育主管会議 開催順

神戸、札幌、広島、仙台、千葉、さいたま、静岡、堺、新潟、浜松、岡山、相模原、熊本、川崎、名古屋、北九州、大阪、福岡、横浜、京都